特定計量器修理事業届出等の手引き

石川県計量検定所 2023年6月版

目次

1	特定	計	量器修理事業の届出について	1
2	手ּ	き	について	1
3			量器修理事業の届出	
4			 項の変更	
5			· 廃止	
6	遵守	事	項	5
	別表 1	_	事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置	6
	別表 2	2	都道府県で検査可能な基準器	8
	別表3	3	特定計量器の種類・分類1/2	9
	別表3	3	特定計量器の種類・分類2/2	10
	特定計	量	器検査規則(例)	11
7	申請	青 -	届出必要書類等一覧	13
	【様式	1	】特定計量器修理事業届出書	14
	【様式	2	】届出書記載事項変更届	16
	【様式	3	】事業譲渡証明書	18
	【様式	4	】事業承継証明書	20
	様式	5	】事業承継同意証明書	22
	【様式		】相続証明書	
	【様式	7	】事業廃止届	26
	【様式	8	】届出修理事業者報告書	28

特定計量器修理事業届出等の手引き

1 特定計量器修理事業の届出について

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、省令で定める区分に従い、あらかじめ事業所の 所在地を管轄する都道府県知事に届出が必要です。(計量法第46条)

なお、計量法第47条で定める検査義務(5頁)の実施が求められます。

〈新規届出の事務手続き概要〉

事業者

検定所

事業届出 (検査規則の制定)

→ 書類・現地設備確認

2 手続きについて

届出内容に応じて必要書類を準備・記載し、来所又は書類送付(郵送等)してください。

①来 所 2 部提出する書類は、副本に受付印押印のうえお返しします。 書類確認し修理事業者の遵守事項について説明を行います。

②書類送付 2部提出する書類は、返信用封筒(切手貼付、宛先記載のもの)を同封 してください。書類確認の後、副本に受付印押印し返送します。同封が無 い場合は、押印したものをFAX又はMail返信とします。

書類送付先

〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地

石川県計量検定所 (Tel 076-254-5507 Fax 076-254-5543)

E-Mail: keiryo@pref.ishikawa.lg.jp

※ 記載事項不備等で再提出となる場合がありますので、事前に書類をFAX又はMail添付することもご検討下さい。

3 特定計量器修理事業の届出

①特定計量器修理事業届出書(様式1 14.15頁)・・・・・・・・・: 2部

記載事項

- 届出年月日
- 住所及び氏名

(法人)

(個人)

- ・法人の住所(登記簿住所)
- ・法人の名称及び代表者の氏名
- 住所氏名
- ・事業区分の略称 (別表1を参照)
- ・特定計量器の修理を行おうとする工場又は事業所の名称及び所在地
- ・検査のための器具、機械または装置であって、経済産業省令で定めるもの の名称、性能及び数(名称は別表1を参照)
- ②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・: 1部
 - ・ (法人) 登記事項証明書 (登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの)
 - ・ (個人) 住民票 (交付の日から3カ月以内のもの)
 - ・事業所及び事業所付近の見取図
 - 基準器等検査成績書の写し
 - ・検査規則(11.12頁に規則例を掲載)

4 届出事項の変更

特定計量器の修理の届出をした者(届出修理事業者)は、届出事項に変更があったときは、 遅滞なく、当該計量器の修理を行っている事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出しな ければなりません。(計量法第46条第2項)

(1) 氏名又は名称、住所、代表者名、事業所名称、事業所所在地の変更

※事業の譲渡及び承継における変更の届出(3~4頁記載(3)~(6))は、届出書記載事項変更届と併せて提出が必要です。



- ②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・: 1部
 - ・ (法人) 登記事項証明書 (登記簿謄本) (交付の日から3カ月以内のもの)
 - ・ (個人) 住民票 (交付の日から3カ月以内のもの)
 - ・所在地の変更の場合は、事業所及び事業所付近の見取図
- (2) 検査のための器具、機械または装置の変更
 - ①届出書記載事項変更届(様式 2 16.17頁) ・・・・・・・・・・・・・・: 2部



- ②確認用添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・: 1部
 - ・基準器等検査成績書の写し

記載事項 • 届出年月日		
・譲渡者の住所及び氏名		
(法人)	(個人)	
・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	・住所・氏名	
・譲受人の住所及び氏名 (法人)	(個人)	
・法人の住所 (登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	住所氏名	
・譲渡年月日 ・事業区分の略称(別表1を参照) ・届出をした年月日(特定計量器修理 ・届出をした者の氏名又は名称及び信 (特定計量器修理 ・工場及び事業場等の所在地		
確認用添付書類・・・・・・・・・・・・(法人)登記事項証明書(登記 (個人)住民票(交付の日から3カ 事業の全部を承継したことによる		•
(法人)登記事項証明書(登記 (個人)住民票(交付の日から3カ 事業の全部を承継したことによる。 事業承継証明書(様式4 20.21 記載事項 ・届出年月日	7月以内のもの) 氏名又は名称の変更	•
(法人)登記事項証明書(登記 (個人)住民票(交付の日から3カ 事業の全部を承継したことによる。 事業承継証明書(様式4 20.21 記載事項	7月以内のもの) 氏名又は名称の変更	
(法人)登記事項証明書(登記 (個人)住民票(交付の日から3カ 事業の全部を承継したことによる。 事業承継証明書(様式4 20.21 記載事項 ・届出年月日 ・被承継者の住所及び氏名	1月以内のもの) 氏名又は名称の変更 頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(法人)登記事項証明書(登記 (個人)住民票(交付の日から3カ 事業の全部を承継したことによる 事業承継証明書(様式4 20.21 記載事項 ・届出年月日 ・被承継者の住所及び氏名 (法人) ・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	月以内のもの)氏名又は名称の変更頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(法人)登記事項証明書(登記 (個人)住民票(交付の日から3カ 事業の全部を承継したことによる。 事業承継証明書(様式4 20.21 記載事項 ・届出年月日 ・被承継者の住所及び氏名 (法人) ・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	(個人) (個人) (個人) (個人)	
(法人)登記事項証明書(登記 (個人)住民票(交付の日から3カ 事業の全部を承継したことによる 事業承継証明書(様式4 20.21 記載事項 ・届出年月日 ・被承継者の住所及び氏名 (法人) ・法人の住所(登記簿住所) ・法人の名称及び代表者の氏名	月以内のもの)氏名又は名称の変更頁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

- (5) 地位を承継した相続人であって、2人以上の相続人の全員の同意により選出された事業 承継による氏名又は名称の変更
 - ③事業承継同意証明書(様式5 22.23頁)・・・・・・・・・・: 1部



- (6) 地位を承継した相続人であって、前述(3)~(5) 以外の事業承継(1人相続)による 氏名又は名称の変更
 - ①相続証明書(様式6 24.25頁)・・・・・・・・・・・・: 1部



5 事業の廃止

特定計量器の修理の届出をした者(届出修理事業者)は、その届出に係る事業を廃止したと きは、遅滞なく、当該計量器の修理を行っていた事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届 出しなければなりません。(計量法第46条第2項)

①事業廃止届(様式7 26.27頁)・・・・・・・・・・・・: 2部

記載事項
・届出年月日
・申請者の住所及び氏名
(法人) (個人)
・法人の住所(登記簿住所)
・法人の名称及び代表者の氏名
・氏名
・廃止年月日
・事業区分の略称(別表1を参照)
・届出をした年月日(特定計量器修理事業届出書の届出年月日)

6 遵守事項

(1) 検査義務

事業場等の所在地

特定計量器を修理する場合、次のとおり検査義務が課せられています。

- ① 検査規則が制定され、その検査規則が確実に履行されていること。
- ② 検査管理責任者又は検査部門(以下「検査管理責任者等」という。)が設置され、その 検査管理責任者等が検査を統括していること。
- ③ 一定の周期で検査設備の検査が行われ、適正な検査を行うことができるように管理されていること。
- ④ 当該特定計量器の構造及び器差を検査するために必要な性能を有する検査設備を用いて、検査規則に基づき全数検査により適正に検査が行われていること。
- ⑤ 検査に合格しなかった特定計量器が再調整され、又は廃棄されていること。
- ⑥ 検査管理責任者等が、検査記録を作成し、その検査管理責任者等の責任においてこれが3年以上保存されていること。

(2) 基準器検査の受検

検査設備のうち基準器については、必要な周期で基準器検査を受ける必要があります。 ※ 基準器の有効期間については、「別表2」のとおり。

(3) 年度報告

修理事業の前年度実績を毎年4月末日までに報告してください。 届出修理事業者報告書(1通) 「様式8」参照

〇特定計量器とは

特定計量器とは、商店や病院などで使用されるはかり、各種メーター(水道、ガス、電気計器、ガソリンスタンド給油量、タクシー料金等)、体温計、血圧計など生活関連に特定した18種類を計量法で定めたものです。

特定計量器は、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差に係る基準が定められ、取引・ 証明に使用出来る基準を満たす場合に「検定証印」または「基準適合証印」が付されます。

なお、家庭で調理時の計量や体重測定等を想定した「家庭用特定計量器」の場合、取引・証明用の計量器より緩やかな基準のため、取引・証明に用いることは出来ません。

別表1 事業の区分・事業の区分の略称・検査のための器具、機械又は装置

リ表 」	□ 事業の区分・事業の区分の略 □ ■事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
-		タクシーメーター	
1	タクシーメーターを修理する事業		1タクシーメーター装置検査用基準器 2時間計
2	非自動はかりのうち、検出部が電気 式のものを修理する事業	質量計第一類	次のいずれかの設備 1 基準はかり及び基準分銅
3	非自動はかりのうち、検出部が電気 式以外のものを修理する事業	質量計第二類	2 基準分銅
4	分銅又はおもりを修理する事業	分銅等	
5	自重計を修理する事	自重計	次のいずれかの設備 1 荷重試験装置(測定できる最小荷重の値 が最大荷重の 1/50 以下のものに限る。) 2 質量計であって、検定証印等が付された もの 3 基準はかり及び基準分銅
6	ガラス製温度計 (ガラス製体温計を除く。) を修理する事業	ガラス製温度計	1次に掲げるイ又はロの設備 イ 基準ガラス製温度計 ロ 基準ベックマン温度計 2温度検査槽
7	ガラス製体温計を修理する事業	ガラス製体温計	1基準ガラス製温度計
8	抵抗体温計を修理する事業	抵抗体温計	2 温度検査槽
9	皮革面積計を修理する事業	皮革面積計	基準面積板
10	水道メーターのうち、標準流量が 5 m³/h 以下のものを修理する事業	水道メーター第一類	次のいずれかの設備 1 基準はかり
11	水道メーターのうち、標準流量が 5 m³/h 超のものを修理する事業	水道メーター第二類	2 基準水道メーター 3 液体メーター用基準タンク
12	温水メーターを修理する事業	温水メーター	4液体メーター用基準体積管
13	自動車等給油メーターを修理する事 業	自動車等給油メーター	次のいずれかの設備 1 基準はかり又は基準分銅及び基準密度浮
14	小型車載燃料油メーターを修理する 事業	小型車載燃料油メータ	ひょう又は基準比重浮ひょう 2 基準燃料油メーター
15	大型車載燃料油メーターを修理する 事業	大型車載燃料油メータ	3液体メーター用基準タンク 4液体メーター用基準体積管
16	微流量燃料油メーターを修理する事 業	微流量燃料油メーター	
17	燃料油メーターを修理する事業のうち、前四号に掲げるもの以外のもの を修理する事業	定置燃料油メーター等	
18	液化石油ガスメーターを修理する事 業	液化石油ガスメーター	次のいずれかの設備 1基準はかり又は基準分銅及び液化石油 ガス用基準浮ひょう型密度計 2液体メーター用基準体積管
19	ガスメーターのうち、使用最大流量 が 2.5 m³/h 以下のものを修理する事 業	ガスメーター第一類	次のいずれかの設備 1基準ガスメーター 2ガスメーター用基準体積管
20	ガスメーターのうち、使用最大流量 が2.5 m³/h 超のものを修理する事業	ガスメーター第二類	
21	排ガス積算体積計、排ガス流速計及 び排ガス流量計を修理する事業	排ガス積算体積計等	
22	排水積算体積計、排水流速計及び排 水流量計を修理する事業	排水積算体積計等	次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 液体メーター用基準タンク 3 液体メーター用基準体積管
23	量器用尺付タンクを修理する事業	量器用尺付タンク	次のいずれかの設備 1 基準はかり 2 基準水道メーター 3 液体タンク用基準タンク
24	密度浮ひょう(耐圧密度浮ひょうを除く。)、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計を修理する事業	密度浮ひょう等	1 基準ガラス製温度計 2 次に掲げるイ又はロの設備 イ 基準密度浮ひょう ロ 基準比重浮ひょう 3 基準酒精度浮ひょう

	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
25	耐圧浮ひょう型密度計を修理する事	耐圧浮ひょう型密度計	1 基準分銅
	業		2 基準ガラス製温度計
			3 耐圧試験機 4 耐圧容器
26	アネロイド型圧力計のうち、検出部		次のいずれかの設備
	が電気式のもの(アネロイド型血圧		1 基準液柱型圧力計
	計を除く。)を修理する事業		2 基準重錘型圧力計
27	アネロイド型圧力計のうち、検出部 が電気式のもの以外のもの (アネロ	圧力計第二類	
	イド型血圧計を除く。)を修理する事		
	業		
28	アネロイド型血圧計のうち、検出部	血圧計第一類	次のいずれかの設備
29	が電気式のものを修理する事業 アネロイド型血圧計のうち、検出部	血圧計第二類	1 基準液柱型圧力計 2 基準重錘型圧力計
23	が電気式のもの以外のものを修理す	皿/上 FT 分 — 天只	3 血圧計用基準圧力計
	る事業		
32	積算熱量計を修理する事業	積算熱量計	1基準ガラス製温度計
			2次のいずれかの設備 イ 基準はかり
			ロ 基準水道メーター
			ハ 液体メーター用基準タンク
			ニ 液体メーター用基準体積管 3 恒温槽
33	照度計を修理する事業	照度計	1 単平面型基準電球
			2分光測定装置
	Provide 2 L. 2. (Courts 2) and other Miles	Pro de di	3 直流電圧計
34	騒音計を修理する事業	騒音計	1 基準静電型マイクロホン 2 次に掲げるイ又はロの設備
			イ 無響装置
			ロ カプラ
	lettle a state //www.lettle	beet a said	3周波数特性測定装置
35	振動レベル計を修理する事業	振動レベル計	1 基準サーボ式ピックアップ 2 加振装置
			3周波数特性測定装置
36	最大需要電力計、精密電力量計、普通	最大需要電力計等	1 基準電力量計
	電力量計及び無効電力量計を修理す		2 絶縁抵抗検査設備
37	る事業 特別精密電力量計を修理する事業	特別精密電力量計	
38	直流電力量計を修理する事業	直流電力量計	1 基準電流計
			2 基準電圧計
20	濃度計(酒精度浮ひょう、ガラス電極	濃度計第一類	3 絶縁抵抗検査設備 1 電圧調整器
39	張及計(個桶及存びより、ガラス電極 式水素イオン濃度検出器及びガラス	辰 及	1 电圧調整部
	電極式水素イオン濃度指示計を除		3次に掲げるイ、ロ又はハの設備
	く。)を修理する事業		イ 検定検査規則第二十条に規定する標準
			物質又は特定二次標準物質等による標準 物質の値付けを行った標準物質
			ロ 校正用装置
			ハ 直流電圧発生器、直流電圧計及び温度
40	ガニュ最極子业主ノよい進 年校川四	進中記第一拓	1 古汝爾工弘
40	ガラス電極式水素イオン濃度検出器を修理する事業	濃度計第二類	1 直流電圧計 2 温度計
			3 検定検査規則第二十条に規定する標準物
			質又は特定二次標準物質による標準物質
41	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	濃度計第三類	の値付けを行った標準物質 1 電圧調整器
11	を修理する事業	wx/×日77一次	2交流電圧計
			3 直流電圧発生器
42	自動はかりのうち、ホッパースケールな体理サス東莞	ホッパースケール	
43	ルを修理する事業 自動はかりのうち、充填用自動はか	充填用自動はかり	基準分銅
	りを修理する事業	22204 12 201004 2	

44	自動はかりのうち、コンベヤスケー ルを修理する事業	コンベヤスケール	
	事業の区分	事業の区分の略称	検査のための器具、機械又は装置
45	自動はかりのうち、自動捕捉式はか りを修理する事業	自動補足式はかり	基準分銅
46	自動はかりのうち、前4号に掲げる もの以外のものを修理する事業	その他の自動はかり	本毕刀 卿

別表 2 都道府県で検査可能な基準器

種類	能力	有効期間						
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準	タクシーメーター装置検査用基準器						
質量基準器	質量基準器							
基準手動(直示)天びん	秤量2 t 以下で目量・感量が秤量	秤量2 t 以下で目量・感量が秤量の4千分の1以上のもの						
基準台手動はかり	秤量5 t 以下で目量・感量が秤量	3年						
1級基準分銅		鋳鉄製・軟鉄製	1年					
2級基準分銅			·					
3級基準分銅		上記以外	5年					
体積基準器								
基準ガスメーター	1回転20L以下の湿式		2年					
	1000L未満で水道・温水	ステンレス製	8年					
液体メーター用基準タンク	メーターの検査に用いるもの	ステンレス製以外	5年					
	25 L以下で燃料油メーターの根	食査に用いるもの	5年					

○基準器について

特定計量器の検定及び定期検査等を行う時に、**基準の値を示す計量器**として使用されます。また、法令でその使用方法及び基準器検査を受けることが出来る者が限定された計量器です。(検定や定期検査を行う公的機関、計量器の届出製造・修理事業者等)

基準器検査とは、基準器に定められた有効期間毎に規定された要件を満たしているか を確認する検査です。

検査に合格した基準器は、基準器検査証印が付され、有効期間が更新された基準器検 査成績書が交付されます。

(基準器検査成績書は、当該基準器が法定計量の特定業務に用いる要件を満たすことを証明するもので、計量のトレーサビリティの根拠を与えるものではありません。これが必要な場合は、JCSS 登録事業者等の校正事業者による校正証明書を求めてください。)

別表3 特定計量器の種類・分類1/2

特	定計量器 種類・分類表(計量法施行規則	第103条		る)			
特定計量器の種類	特定計量器の分類			事業区分			
タクシーメーター	タクシーメーター			タクシーメーター			
質量計	電気式はかり(自動はかりを除く。)			質量計第一類			
	手動天びん			質量計第二類			
	等比皿手動はかり						
	棒はかり	棒はかり					
	その他の手動はかり			<i>"</i>			
	(等比皿手動はかりを除く皿手動はかり、)	棒はかりを降	余く	//			
	さおはかり、懸垂式はかり及び台手動は	かりを含む。)	<i>''</i>			
	ばね式指示はかり			//			
	手動指示併用はかり			//			
	その他の指示はかり			<i>"</i>			
	ホッパースケール			ホッパースケール			
	充填用自動はかり			充填用自動はかり			
	コンベヤスケール			コンベヤスケール			
	自動補足式はかり			自動補足式はかり			
	その他の自動はかり			その他の自動はかり			
	分銅			分銅等			
	定量おもり			<i>''</i>			
	定量増おもり			//			
	自重計			自重計			
温度計	ガラス製温度計(-30~360°C以下)			ガラス製温度計			
	ガラス製体温計			ガラス製体温計			
	抵抗体温計			抵抗体温計			
皮革面積計	皮革面積計			皮革面積計			
体積計	水道メーター(口径 40mm 以下)		水道メーター第一類	頁(最大流量8㎡/h以下)			
	水道メーター(口径 40mm 超)		水道メーター第二類	頁(最大流量8㎡/h超)			
	温水メーター			温水メーター			
	自動車等給油メーター			自動車等給油メーター			
	小型車載燃料油メーター (ジ	※□径 25mm 以下)		小型車載燃料油メーター			
	大型車載燃料油メーター (ジ	※□径 25mm 超)		大型車載燃料油メーター			
	簡易燃料油メーター	定置燃料油メーター等					
	微流量燃料油メーター (※	※使用最大流量 1L/	min 以下)	微流量燃料油メーター			
	定置燃料油メーター			定置燃料油メーター等			
	液化石油ガスメーター ()	%□径 40mm 以下)		液化石油ガスメーター			
	都市ガス用ガスメーター(使用最大流量 6 ㎡/	'h 以下)	ガスメーター第一類	(最大流量 2.5 m³/ h以下)			
	都市ガス用ガスメーター(使用最大流量 6 ㎡/	′h 超)	ガスメーター第二類	(最大流量 2.5 ㎡/ h超)			

別表3 特定計量器の種類・分類2/2

特別	- 記計量器 種類・分類表(計量法施行	規則第1039	条の規定を基とす	-る)
特定計量器の種類	特定計量器の分類			事業区分
体積計	石油ガス用ガスメーター(使用最大流量 2.5 r	㎡/h 以下)	ガスメーター第一類	(最大流量 2.5 m³/h以下)
	石油ガス用ガスメーター(使用最大流量 2.5 r	(最大流量 2.5 m³/h超)		
	排ガス積算体積計			排ガス積算体積計等
	排水積算体積計			排水積算体積計等
	量器用尺付タンク(自動車搭載式)	量器用尺付タンク		
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう	密度浮ひょう等		
	耐圧密度浮ひょう			耐圧浮ひょう型密度計
アネロイド型圧力計	アネロイド型血圧計以外のアネロイド型圧力計	圧力計第一類(電	(気式検出部) 圧力計第	- 二類 (検出部が電気式以外)
	アネロイド型血圧計	血圧計第一類(電	5式検出部)血圧計第	二類(検出部が電気式以外)
流量計	排ガス流量計			排ガス積算体積計等
	排水流量計			排水積算体積計等
積算熱量計	積算熱量計			積算熱量計
電気計器	最大需要電力計			最大需要電力計等
	特別精密電力量計			特別精密電力量計
	精密電力量計			最大需要電力計等
	普通電力量計			<i>11</i>
	直流電力量計			<i>''</i>
	無効電力量計			<i>II</i>
照度計	照度計			照度計
騒音計	性能が高い旨の表記のある騒音計(精	[密騒音計]		騒音計
	性能が普通である旨の表記のある騒音	計(普通騒音	言十)	ll ll
振動レベル計	電磁式振動レベル計			振動レベル計
	圧電式振動レベル計			II .
濃度計	ジルコニア式酸素濃度計			濃度計第一類
	溶液導電率式二酸化硫黄濃度計			<i>II</i>
	磁気式酸素濃度計			<i>II</i>
	紫外線式二酸化硫黄濃度計			II.
	紫外線式窒素酸化物濃度計			<i>II</i>
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計			<i>II</i>
	非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計			<i>II</i>
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計			<i>II</i>
	化学発光式窒素酸化物濃度計			II.
	ガラス電極式水素イオン濃度検出器			濃度計第二類
	ガラス電極式水素イオン濃度指示計			濃度計第三類
	酒精度浮ひょう			密度浮ひょう等
浮ひょう型比重計	比重浮ひょう			密度浮ひょう等
	重ボーメ度浮ひょう			"
	日本酒度浮ひょう			J)

特定計量器検査規則(例)

第1章 総則

(目 的)

第1条 この特定計量器検査規則(以下「規則」という。)は、計量法第47条に基づき、○○○会社が修理する特定計量器[事業区分:○○○。対象の特定計量器:○○○、・・・・]の品質を確保するための必要な事項を定め、適正な特定計量器修理事業の実施を図ることを目的とする。

(検査規則制定の根拠となる計量法の該当箇条と事業区分とその対象となる特定計量器の種類等を記載する。)

(組 織)

- 第2条 特定計量器の修理に係る所管部署は〇〇〇部[課]とし、以下組織は<u>別紙1</u>のとおりする。 (検査管理責任者及び検査管理者)
- 第3条 本規則の円滑な実施を確保するため検査部門を設置し、検査管理責任者(以下「管理責任者」という。)及び検査管理者(以下「管理者」という。)により構成する。
 - 2 管理責任者は事業所の長、又はこれに準ずる者とする。
 - 3 管理責任者の職務は次のとおりとする。
 - 一 検査部門から管理者の任命及び監督。(必要に応じて実施)
 - 二 特定計量器検査細則(以下「細則」という。)の制定及び改訂
 - 三 検査設備の管理及び整備の統括
 - 四 特定計量器の検査方法の改善及び指導
 - 五 特定計量器の検査の実施に係わる統括
 - 六 検査設備の管理記録及び特定計量器の検査記録の保存の統括
 - 七 検査結果を評価し品質水準の向上に努める
 - 八 その他、適正な検査の実施を確保するための必要な措置
 - 4 管理者の職務は次のとおりとする。
 - 一 検査設備の定期点検の実施
 - 二 検査実務者への指導・教育
 - 三 検査結果の報告及び記録の保存

(小規模事業所については、「管理責任者」及び「管理者」等の兼務を妨げない。)

第2章 検査設備

(管理台帳)

第4条 検査設備(基準器等を含む)の名称・性能・用途・数量及び点検記録等は<u>別紙2</u>の「管理台帳」のとおりとする。(管理台帳の様式は、各事業者の様式で作成し<u>別紙</u>として添付する。)

(保存)

第5条 管理台帳の保存期間は当該設備が管理対象として存在する間とする。

(保存期間は、器物廃棄後○○年としてもよい。)

(管理及び整備の方法)

第6条 検査設備の管理及び整備の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。

(「細則」を設ける場合には、設備の保管場所の平面図、配置図、基準器の有効期間及び更新周期の管理、その他設備の検査周期、日常点検の方法、管理責任者等の具体的な管理方法を記載する。検査規則本文中でも良い。)

第3章 検査

(検査の方法)

- 第7条 検査の方法は、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。なお、検定対象計量器については構造及び器差ともに特定計量器検定検査規則(以下「検則」という。)及び検則から引用する JIS の規定に準じて行うものとする。
 - 2 計量法第49条第2項により、型式承認された構造の範囲を超える修理をした時には型式承認表示を除去しなければならないが、同条同項のただし書きにより、修理する特定計量器の型式承認番号による承認部品を使用した修理をした時には型式承認表示を除去しなくても良い。
 - 3 検定証印が付された特定計量器を修理した後の検定証印の取扱いや検定受検については次のとおりとする。

- ①計量法施行規則第 10 条の軽微な修理の内容及び計量法施行規則第 11 条の簡易修理(計量法 49 条 1 項のただし書きの技術基準と使用公差を満たすことを検査し確認した場合に限る)の場合、検定証印を除去しなくても良い。
- ②上記①以外の修理をした場合又は器差を調整した場合には、検定証印を除去し、さらに取引 証明に使用する場合には検定を受検しなければならない。

(「細則」を設ける場合には、基準となる JIS 規格番号等、(修理の場合)検定を要す修理となる修理内容(修理する範囲の把握)、具体的な検査の方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

第4章 不合格品等の処置

(処置の方法)

- 第8条 不合格品が発生した場合には、次のことを厳守する。
 - 一 管理責任者は不合格品が多数発生した場合には、原因を究明し対策を講ずる。
 - 二 その他、詳細については、別途「細則」に定める基準に基づき実施する。
 - 2 不合格品を廃棄又は所有者に返却するときは検定証印が除去されていることを確認する。

(「細則」を設ける場合には、具体的な方法を盛り込む。検査規則本文中でも良い。)

第5章 記録の保存

(検査記録の保存)

第9条 検査結果については、別紙3の「検査記録」に記録を取るとともに○○年保存する。

(記録の保存は、**最低3年以上**とする。なお、有効期間を有する特定計量器の保存期間は、計量器毎の有効期間を考慮し制定する。検査記録の様式は、各事業者の様式で作成し別紙として添付する。)

(事業実績の記録の保存)

第 10 条 特定計量器の修理の実績数を年度ごとに集計し、記録する。記録の保存期間は検査記録に 準ずる。

第6章 その他

(変更等の届出及び事業実績の報告)

- 第11条 計量法第46条第1項に規定する届出事項に変更が生じた時は、又は、事業を廃止した時は、所定の様式により変更の届出をする、又は、廃止の届出をする。
 - 2 特定計量器の修理の実績数は、計量法規則第96条の規定により、事業所の所在地を管轄する 行政庁へ指定の様式で年度毎に報告を行う。

附則

1	年	月	日制定 →	届出書の提出日を記載
2	年	月	日改訂	
3	年	月	日改訂	

7 申請・届出必要書類等一覧

※登記事項証明書・住民票等は、交付の日から3ヶ月以内のものであること

			操 出 書	類等		
			個 人 ・ 法 人 共 通	個人	法人	
届出			特定計量器修理事業届出書 事業所及び事業所付近の見取図 基準器等検査成績書の写し 検査規則	住民票	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)	
	住所	移転	届出記載事項変更届 事業所及び事業所付近の見取図	正 氏宗	登記事項 証明書 (登記簿 抄本)	
特	変更	住所表示又は地番変更	届出記載事項変更届	証明書	証明書	
定計量器修		事業譲渡 合併・分割	届出記載事項変更届 事業譲渡証明書又は事業承継証明書			
理事業届出	氏名 名称 変更	名称変更	届出記載事項変更届	住民票	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)	
出書記載		相続	届出記載事項変更届 相続証明書(相続人1人)又は事業承継 同意証明書(2人以上の相続人)			
事項の変	事業所所在地変更		届出記載事項変更届 事業所及び事業所付近の見取図	_	_	
更	代表	長者変更	届出記載事項変更届	住民票	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)	
		つための器具、 【は装置変更	届出記載事項変更届 基準器等検査成績書の写し	_	_	
	事業	麗 廃 止	事業廃止届	_	_	

【様式 1】

特定計量器修理事業届出書

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

下記により、計量法第46条第1項の特定計量器の修理の事業を届け出ます。

記

- 1 事業の区分の略称
- 2 当該特定計量器の修理をしようとする工場又は事業所の名称及び所在地
- 3 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第46条第1項 第4号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数

- 1 用紙の大きさはA4とする。
- 2 第 2 項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあっては登記事項証明書を添付すること。

【様式 1 記載方法】 ※この様式は2部提出

特定計量器修理事業届出書

修理事業届出書を提出した日 → ◇◇◇◇年◇◇月◇◇日

石川県知事 殿

住 所 (法人:登記した本社・本部の住所) (個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名) (個人:住民票の氏名)

下記により、計量法第46条第1項の特定計量器の修理の事業を届け出ます。

記

- 1 事業の区分の略称
 - ○○○○○○○ ← 別表1 (手引き 6~8 頁) を参照し修理する特定計量器の 事業の区分の略称
- 2 当該特定計量器の修理をしようとする工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 ○○○○□工場(事業所)

所在地 ○○県○○市○○町○-○

3 当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置であって、計量法第46条第1項 第4号の経済産業省令で定めるものの名称、性能及び数



- 1 用紙の大きさはA4とする。
- 2 第2項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあっては登記事項証明書を添付すること。

【様式 2】

届出書記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

下記のとおり変更があったので計量法第46条第2項において準用する第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称
- 2 変更のあった事項
- 3 変更の事由

- 1 用紙の大きさはA4とする。
- 2 法第41条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。
- 3 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。

【様式 2 記載方法】 ※この様式は2部提出

届出書記載事項変更届

届出記載事項変更届を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

石川県知事 殿

住所・名称の変更届であれば変更後の住所・名称
届出者 住 所 (法人:登記した本社・本部の住所)
(個人:住民票の住所)
(名称及び代表者の氏名)
氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)
(個人:住民票の氏名)

下記のとおり変更があったので計量法第46条第2項において準用する第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

○○○○○○○ ← 修理届出した事業の区分の略称

氏名・代表者名等、各変更は、変更後と変更前の内容を 2 変更のあった事項 それぞれ記載します。(検査器具等の場合は、性能、数も記載)

◇◇◇◇◇から△△△△本事業譲渡(相続)

- 3 変更の事由
 - (例) 株主総会で代表者交代のため 事業所名称変更のため 本社(事業所・店舗)住所移転のため 事業所(店舗)の増設(閉鎖)のため 検査器具更新のため
 - ●●●●●により、特定計量器修理事業を譲渡(相続)したため

- 1 用紙の大きさはA4とする。
- 2 法第41条の規定による変更については、それぞれの証明書を添付すること。
- 3 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。

【様式 3】

事業譲渡証明書

年 月 日

譲渡者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

譲受者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者の間で下記の修理の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

- 1 事業の区分の略称
- 2 届出をした年月日
- 3 届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 工場及び事業場等の所在地

備考

【様式 3 記載方法】

事業譲渡証明書

事業譲渡証明書を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

譲渡者 住 所 (法人:登記した本社・本部の住所)

(個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

譲受者 住 所(法人:登記した本社・本部の住所)

(個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

上記の者の間で下記の修理の事業の全部が $\triangle \triangle \triangle$ 日に譲渡されたことを証明します。

記

1 事業の区分の略称

○○○○○○○ ← 修理届出した事業の区分の略称

2 届出をした年月日

◇◇◇◇年◇◇月◇◇日 ← 修理事業届出書を提出した日

「特定計量器修理事 業届出書」の副本が あれば、参照すると 良いでしょう。

3 届出をした者の氏名又は名称及び住所

修理事業届出書を提出した者の氏名又は名称及び住所

4 工場及び事業場等の所在地

備考

【様式 4】

事業承継証明書

年 月 日

被承継者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

承継者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者の間で下記の修理の事業の全部の承継が 年 月 日にありましたことを証明します。

記

- 1 事業の区分の略称
- 2 届出をした年月日
- 3 届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 4 工場及び事業場等の所在地

備考

【様式 4 記載方法】

事業承継証明書

事業承継証明書を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

被承継者 住 所 (法人:登記した本社・本部の住所)

(個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

承継者 住 所 (法人:登記した本社・本部の住所)

(個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

上記の者の間で下記の修理の事業の全部の承継が $\triangle \triangle \triangle$ 目にありましたことを証明します。

記

1 事業の区分の略称

○○○○○○○ ← 修理届出した事業の区分の略称

2 届出をした年月日

◇◇◇◇年◇◇月◇◇日 ← 修理事業届出書を提出した日

「特定計量器修理事業届出書」の副本があれば、参照すると良いでしょう。

3 届出をした者の氏名又は名称及び住所

修理事業届出書を提出した者の氏名又は名称及び住所

4 工場及び事業場等の所在地

備考

【様式 5】

事業承継同意証明書

住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者は、 の相続人であり、かつ相続人全員の同意により修理の 事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

> 年 月 日

相続人 住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

- 1. 用紙の大きさはA4とする。 2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式 5 記載方法】

事業承継同意証明書

石川県知事 殿

住 所(法人:登記した本社・本部の住所)

(個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏名(法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

上記の者は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の相続人であり、かつ相続人全員の同意により修理の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

○○○○年○○月○○日 ← 事業承継同意証明書を提出した日

相続人 住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

住 所

氏 名

- 1. 用紙の大きさはA4とする。
- 2. 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

【様式 6】

相 続 証 明 書

住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

上記の者は、

の相続人であり、その修理の事業を

年 月 日に承継したことを証明します。

年 月 日

証明者 住 所

氏 名

住 所

氏 名

- 1. 用紙の大きさはA4とする。
- 2. 証明者は2人以上とし、全員が署名すること。

【様式 6 記載方法】

相 続 証 明 書

住 所(法人:登記した本社・本部の住所)

(個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

○○○○年○○月○○日 ← 相続証明書を提出した日

証明者 住 所

氏 名

住 所

氏 名

- 1. 用紙の大きさはA4とする。
- 2. 証明者は2人以上とし、全員が署名すること。

【様式 7】

事 業 廃 止 届

年 月 日

石川県知事 殿

届出者 住 所

(名称及び代表者の氏名)

氏 名

下記の修理の事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第46条第2項において準用する第45条1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の区分の略称
- 2 届出をした年月日
- 3 工場及び事業場等の所在地

備考

【様式 7 記載方法】

事 業 廃 止 届

事業廃止届を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

石川県知事 殿

届出者 住 所(法人:登記した本社・本部の住所) (個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

下記の修理の事業は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に廃止したので計量法第46条第2項において準用する第45条1項の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の区分の略称
 - ○○○○○○○○ ← 修理届出した特定計量器の事業の区分の略称
- 2 届出をした年月日

○○○○年○○月○○日 ← 修理事業届出書を提出した日

3 工場及び事業場等の所在地

○○県○○市○○町○-○ ← 修理事業を行っていた工場・事業所等の所在地

備考

【様式 8】

届出修理事業者報告書

年 月 日

石 川 県 知 事 殿

報告者 住 所

氏名又は名称及び 法人にあっては 代表者の氏名

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度 事業の 区 分		届出の 年月日	4	年 月	日	整理番号		
事業所名及び所在地								
特定計量器の種類	修理個	数	事業所別内訳 (事業所を2以上有する場合に限る。)					
			事	業所	名	修	理個数	

- 1. 用紙の大きさはA4とする。
- 2. 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3. 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。

【様式 8 記載方法】

届出修理事業者報告書

届出修理事業報告書を提出した日 → ○○○○年○○月○○日

石川県知事 殿

報告者 住 所 (法人:登記した本社・本部の住所)

(個人:住民票の住所)

(名称及び代表者の氏名)

氏 名 (法人:登記した本社・本部の会社名、代表者名)

(個人:住民票の氏名)

計量法施行規則第96条により、次のとおり報告します。

年度	事業の区 分	別表1又は別表30 事業区分名参照		届出年月			年	月	日	整理番号	
事業所名	名及び所	在地									
特定計量器の種類			修理個数		事業所別内訳 (事業所を2以上有する場合に限る。)					5。)	
						事	業	所	名	修	理個数
別表3	の種類名	参照	<u> </u>	手引き	\ 6~	√10 頁	参照				

- 1. 用紙の大きさはA4とする。
- 2. 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3. 特定計量器の種類は、計量法施行規則第103条の規定による経済産業大臣が別に定める分類によること。